

平成 30 年度 社会福祉法人花ノ木 事業報告

社会福祉法人花ノ木では、社会福祉法の目的達成のため、公共性の高い非営利法人としての自覚のもと福祉・医療サービスの質の向上を図り利用者の安全・安心な生活を守り、さらに、地域福祉の貢献を、念頭に置きつつ事業に取り組みました。

1 組織運営・管理

- 1) 法人の事業運営の強化を図るため、法人事務局体制の整備を次年度から実施できるよう内部管理体制機能が十分果たせる組織体制の検討を行いました。
- 2) 次年度から診療体制の充実のため、診療部と医療技術部の組織に再編し、また、地域支援・相談支援体制の充実を図れるよう、入所、通所、地域支援、児童発達支援センターがもつ機能の共通化と役割分担について再検討しました。

2 中期計画の策定

本年度の医療、福祉の報酬改定を踏まえて中期計画の検討を行い次年度以降の計画策定につなげることにしました。

3 施設開設記念事業

本年は、施設開設 50 周年の記念する年であり、これまでの歩みや業績を纏め記念事業（施設開設 50 周年記念祝賀会及び開設 50 周年記念誌の発行）を実施しました。

4 経営、財政及び人事

- 1) 経営及び財政の強化を図るため、適正な予算管理と執行管理の徹底を図ると共に各事業分野において事業実施を見直し、事務事業の改善を行ないました。

その結果、「平成 30 年度事業活動計算書」においては、当期活動増減差額は、116,314 円を確保し、財政基盤の安定を図りました。

- 2) 適正な人事評価を行い、評価に基づき人材育成を行うとともに採用対策チームを編成し、人材確保対策を強化し、平成 31 年度新規採用職員を確保しました。（事務 1 名、心理判定員 1 名、リハビリ系職員 3 名、看護系職員 1 名、介護職員 5 名）

5 施設設備の整備充実

- 1) 施設設備の点検を行い経年劣化に対応した改良、補修を計画的に実施し、施設設備の機能回復と長寿命化を図るため、施設管理計画基礎調査を実施し、この調査に基づき継続して次年度で整備計画の策定を予定しています。
- 2) 施設用地を整備し、利用者等関係者の駐車場として活用するため整備舗装工事等を実施しました。

6 地域支援の取組

放課後等デイサービス事業を開始するとともに、短期入所の計画的な運用に努めました。高齢重症心身障害者の支援施設整備の検討は、継続課題となっています。

7 防災対策の充実

昨年夏の豪雨により隣接ため池の堤防の一部破損があり、入所者の一部避難を余儀なくされました。さらに、火災や震災、異常気象を想定した防災訓練を施設全体で定期的、計画的に実施するとともに、被災時に必要な備蓄品等の整備点検を行いました。

災害時に必要となる支援を速やかに行うため職員体制確認、更には、自施設のみでなく地域の一般避難所の支援ができるよう地域との連携を今後も継続検討していく必要があります。

独立監査人の監査報告書

令和元年 5 月 22 日

社会福祉法人花ノ木
理事長 山内 一 殿

監査法人グラヴィタス

指 定 社 員
業 務 執 行 社 員 公 認 会 計 士

木 田 稔 (印)

<計算関係書類監査>

当監査法人は、社会福祉法第 45 条の 28 第 2 項第 1 号及び社会福祉法施行規則第 2 条の 30 第 1 項の規定に基づき、社会福祉法人花ノ木の平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの平成 30 会計年度の計算関係書類(社会福祉法人会計基準第 7 条の 2 第 1 項第 1 号イに規定する法人単位貸借対照表、同項第 2 号イ (1) に規定する法人単位資金収支計算書及び同号ロ (1) に規定する法人単位事業活動計算書並びにそれらに対応する附属明細書(社会福祉法人会計基準第 30 条第 1 項第 1 号から第 3 号まで及び第 6 号並びに第 7 号に規定する書類に限る。)の項目並びに社会福祉法人会計基準第 29 条第 1 項に規定する法人全体についての計算書類に対する注記をいう。以下同じ。)について監査を行った。

計算関係書類に対する理事者の責任

理事者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる社会福祉法人会計の基準に準拠して計算関係書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算関係書類を作成し適正に表示するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算関係書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算関係書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算関係書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算関係書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。計算関係書類監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算関係書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、理事者が採用した会計方針及びその適用方法並びに理事者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算関係書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算関係書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる社会福祉法人会計の基準に準拠して、社会福祉法人花ノ木の当該計算関係書類に係る期間の財産、収支及び純資産の増減の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

＜財産目録に対する意見＞

当監査法人は、社会福祉法第 45 条の 19 第 2 項及び社会福祉法施行規則第 2 条の 22 の規定に基づき、社会福祉法人花ノ木の平成 31 年 3 月 31 日現在の平成 30 会計年度の財産目録（社会福祉法人会計基準第 7 条の 2 第 1 項第 1 号イに規定する法人単位貸借対照表に対応する項目に限る。以下同じ。）について監査を行った。

財産目録に対する理事者の責任

理事者の責任は、財産目録を、我が国において一般に公正妥当と認められる社会福祉法人会計の基準に準拠するとともに、法人単位貸借対照表と整合して作成することにある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、財産目録が、我が国において一般に公正妥当と認められる社会福祉法人会計の基準に準拠しており、法人単位貸借対照表と整合して作成されているかについて意見を表明することにある。

財産目録に対する監査意見

当監査法人は、上記の財産目録が、すべての重要な点において、我が国において一般に公正妥当と認められる社会福祉法人会計の基準に準拠しており、法人単位貸借対照表と整合して作成されているものと認める。

利害関係

社会福祉法人花ノ木と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査報告書

令和元年5月27日

社会福祉法人 花ノ木

理事長 山内 一様

監事 松本 行雄
監事 山内 勇

私たち監事は、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの平成30年度の理事の職務の執行について監査を行いました。その方法及び結果について、次の通り報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

各監事は、理事及び職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。

また、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。加えて、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（社会福祉法施行規則（昭和26年厚生省令第28号）第2条の33各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該会計年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算関係書類（計算書類及びその附属明細書）並びに財産目録について検討いたしました。

2 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 理事の職務の遂行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算関係書類及び財産目録の監査結果

会計監査人監査法人グラヴィタスの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

以上